

こんにちは。立命館の先端研では2003年の創立当初に数年間、非常勤講師として授業を担当させていただいていました。しかし、それからすでに15年近く経ちました。その後もちよくちよく講演などに呼んでいただいていたのですが、近年は先端研とはほとんどご縁がなかったので、今回はずいぶん久しぶりの登場になります。

ちょうど今日（1月20日）の朝刊で、政府・文科省が大学の経営状態に応じて私学助成補助金の選別的な配分を行うという報道がなされています。私は怒りを抑えられずにいます。収益が多い大学には補助金を多く出し、そうではないところは補助金カットという方針です。補助金とはほんらい、市場原理だけに任せておけないが公共性の高い領域に手当てされるものです。しかも、大学は営利組織ではありません。とんでもなく倒錯したやり方です。日本の高等教育政策はいま、さまざまな意味で危機的といっても過言ではありません。

さて、このパートナーシップ委員会は、教員と院生が研究科内で起こった／起こりうる諸問題について、対等な立場で話し合い、研修の機会をもつ場所だと聞いています。これも、院生を含む大学の自治の一種なわけです。今日は日本における大学の自治と学問の自由について、その歴史的背景と現状を整理したうえで、最後に先端研のような大学院における学問の自由・自治の特徴についてもお話しできればと思います。

この四半世紀の世界では、大学に対して政官財界などの外部勢力が、大学の組織形態や経営状態、ガバナンスや意思決定の在り方、果ては教育内容や研究内容といった学問の自由の根幹部分に至るまで、さまざまな形で圧力をかけ改変を要求することが起こっています。おおむね1980年

代までは、政府や企業は大学の教育研究やカリキュラムには口を出さなかったのですが、90年代からOECDや各国政府そして多国籍企業などが、大学に「経済資本」と「人的資本」の開発機関になるよう露骨な要求を開始します。ただし、大学は営利組織ではなく、政党や官庁、営利企業などとは異なる独自のロジック（学問の自由など）で動く組織です。そのため、たとえば政官財界は大学に対して、自分は「ステークホルダー」つまり利害関係者だと自称して、介入を続けてきました。日本に関していえば、いま起こっている大学への介入は、最終段階ともいえる状況です。後にも触れませんが、外部勢力からの大学への「改革」要求は、2000年代までは、研究や教育の「形式」や「方法」への介入でした。学問の自由と大学の自治の根幹である、教育内容や研究内容、カリキュラムなどについては、政府も文科省も、学問の自由に一応は目配りして、直接的な介入はひかえてきました。ところが2010年代になると、この国の政官財界は、大学における教育や研究の「形式」や「方法」でなく「内容」、そして研究者の人事にまで露骨に介入できるような体制を整備し始めました。

歴史的視野を広げるならば、大学と政官軍や財界との関係は、第二次世界大戦の総力戦体制期には、もっと露骨なものでした。湯川秀樹や丸山眞男などの第一線の研究者がどのように動員されたかを思い起こすだけで、それは明らかです。周知のように、湯川は原爆開発に関与します。丸山は日本軍のインテリジェンスを担うよう求められながらそれを拒否したため、二等兵として虐待を受けました。

敗戦後、学問の自由を保障する日本国憲法が施行され、大学に対する政官財界の介入は非常に少

なくなります。高度成長期に入ると、エンジニア予備軍を求める財界の要請を受けて、政府が国立大学の工学系の学部を大幅に拡充し、また全国に国立高等専門学校を新設します。ただし、この時期において注目すべきは、同じく財界の要請であった大卒サラリーマン予備軍については、政府はまったく異なる対応をとった点です。同時期、国立大学の工学系や国立高専の学生定員は大幅に増えましたが、他方で国立大学の人文社会科学系の拡張はほとんど行われませんでした。ではどこが増えたのかというと私立大学の定員です。1960年代までは私立大学の許認可は非常に甘く、学部の新設は届出制でした。そのかわり、私立大学への補助金はなく、国公立大学に比べて学費は非常に高額でした。“No support, no control”政策といわれますが、日本政府はいわゆる文系就職をするサラリーマン予備軍の養成を私大に「丸投げ」した、もっと露骨に言えば、私大生のアルバイト代と親の所得に「アウトソース」したわけです。

高度経済成長期、日本も大陸ヨーロッパ諸国にならって、大学の学費の一部または全部を無償化するという選択肢もありえました。ところが、日本では1970年代に入ると逆に、「受益者負担」の掛け声の下に、国立大学の授業料が引き上げられ、私立のそれに近づいていきました。

大学院に関してみれば、日本では1980年代ぐらいまでは、大学院生は博士課程の満期退学までに数本の論文を書いていると、数物系や人文系の特定分野を除いて、研究者としての就職にあまり困らない時代が続きました。その後1990年代に入ると、大学設置基準の大綱化と大学院重点化があり、状況が変わり始めます。私が大学院に入学したのが1997年でしたが、その頃から人文社会科学系でも課程博士号の取得が必須になります。にもかかわらず、博士後期課程修了者の就職難が拡大していくことになります。

ただし20世紀の間、精確に言えば1997年頃までは、大学に対する政官財界の介入は、非常に緩

かったと言えます。私はその最後の時期を学部生として過ごし（1997年学部卒）、大学院生、ポスドクと進むなかで、まさしく大学の激変を経験することになりました（法人化の翌2005年に「国立大学」専任教員として就職）。

1999年に国立大学民営化問題が起こります。橋本行革が掲げた公務員定数の削減を実現するために、国立大学教職員が体のよいターゲットとして扱われたわけで、その政治的意図はまったくバカバカしいものですが、その裏では大学に対する政官財界の介入が着々と進展していくこととなります。その象徴的な例が、2002年に知的財産基本法が制定されたことです。大学は学校教育法では非営利団体ではないはずなのに、この法では営利団体とされる矛盾が生じるようになりました。また2000年代には、日本の大学は政府から「人的資本」を育成する機関として位置づけられるようになっていきます。2004年には厚労省が全大学に「学士力」という「人的資本」の育成基準を提示し、さらに2010年には文科省が全大学に対して「キャリア教育」科目を設置するよう義務づけました。この間、少子化の進行によって入学者数の現象に悩むいわゆる偏差値下位大学を中心に、多くの大学において就職予備校化というべき現象が進んでいきます。

そして、国立大学の民営化問題が2004年、ひとまず「国立大学の法人化」という形で決着します。国立大の法人化は、教職員を非公務員化する代わりに、「国立大学」の運営の自主性を高めることをうたっていました。ところが逆に、法人化以降、国立大に対する統制・介入と構造調整が本格的に進行します。国立大学に対する国の一般運営交付金は毎年1%ずつカットされ、かわりに「選択と集中」の名のもとに競争的資金の枠が増えますが、このことは国立大学の自主性を高めるどころか、近代以降の旧帝大を頂点とした秩序のなかで、有力大学ほどカネや資源が集まるという現象をもた

らします。専任教員は書類疲れ、評価疲れ、マネージメント疲れしていくようになり、競争的資金のプロジェクトの期間中だけ雇用される膨大な非正規教職員が、不安定な待遇に苦しめられるようになります。結果として、若手研究者がなかなか安定して食っていける見込みがないので、新規参入する研究者の視野がどんどん近視眼化し、さらには博士後期課程進学者自体が減ってきているのが、今の状況です。

そのうえで、ここ数年、とりわけ2010年代の日本の大学をめぐる動きは、これまで「大学改革」の名のもとで研究者や学生がさらされてきた圧力や構造調整が、新たなステージに入ったことを示しています。端的に言えば、今日のテーマである「自由と自治」に対する政官財界の敵意が、露骨に頭をもたげてきた。

たとえば、2012年に経済同友会が発表した高等教育政策に関する要求「私立大学のガバナンス改革——高等教育の質の向上をめざして」は、それなりに衝撃的でした。そこで同友会は、われわれにとって邪魔なのはこれまで比較的学部自治が強かった大規模私立大学の教員・教授会だと名指して、明確に「宣戦布告」しています。インターネット上にもアップされているのでご覧いただければと思いますが、たとえばこういうことを言っています。大学の教員・研究者は一般企業の従業員と同じく、被雇用者でありサラリーマンである。だから大学の教員は営利企業の従業員と同じように、理事や学長の業務命令にはすべて服従すべきである。現状のように教授会にガバナンス上の権限を認めているのはおかしい、と。

もちろん、大学の教員も被雇用者でありサラリーマンです。ただし、マックス・ウェーバーのいうところの上意下達的な官僚制の秩序は、大学においては少なくとも、研究者が主導する教育内容・研究内容・同僚人事の部分に関しては留保されるというのが、「学問の自由」と「大学の自治」の基

本的な考え方です。欧米の大学に始まる100年以上の歴史的な闘争を経て、研究・教育と研究者の人事に関わる領域に関しては大学の教員集団や教授会が自治権を行使することが、各国の憲法・法律や慣習法によって広く保障されてきました。この同友会の文書は明らかに、その点を意図的に無視しています。

なぜこういう文書が出てきたかという点、同友会をはじめとする財界には、日本の大学への介入に関して、実に明確な目標があるからです。それは、大学の自治と学問の自由の最後の砦である、教育内容やカリキュラムや人事の自治権を、研究者から奪ってしまいたいという企図です。たとえばこの文書は、私立大学において学長は選挙で選ばれる体制を廃し、戦前のように理事会が学長の任免権を取り戻すべきだとしています。そして、学長の任免権を掌握した学校法人の理事会が、学長ら大学執行部と連携しながら、学部・学科・専攻の再編や、カリキュラム変更、そして「専門分野の改廃」までをトップダウンで掌るべきであるというのです。つまり、一分野の専門家でしかない学長や、財界出身者など非研究者を含む理事会が、教育内容やカリキュラムの変更、部局や専攻の改廃を、自在に決められるようにせよと言っているわけです。

以上のような状況下で、2012年末に民主党から政権を奪還した自民党の第二次安倍政権は、最初の文科大臣に学習塾業界から多額の献金を受けている下村博文氏を登用するなど、教育に関して異様なまでの高い関心をもつ、もっと露骨に言えば教育を利益誘導のツールとして最大限活用しようとしてきた政権です。特に第二次安倍政権に特徴的なのは、歴代保守内閣があまり興味を示さなかった高等教育政策に関して、異様なまでの高い関心をもっている点にあります。周知のようにここ数十年間、高等教育政策は中央教育審議会が日本学術会議の意見を聞きつつ練られてきたわけです。

が、第二次安倍政権になってからは、首相の諮問機関である「教育再生実行会議」と経産省系の「産業競争力会議」（2016年から「未来投資会議」に変更）が先にスキームを決めて、文科省や中教審はそこで決まったことを事実上諮問されるだけの下請け機関同然に成り下がりました。

その後の動きは矢継ぎ早でした。2014年、文科省は第三期中期目標で国立大学を三分類し、大学を「付加価値創出の場」として位置づけます。露骨に言えば、大学法人は法的には非営利組織であるにもかかわらず、政府によって事実上営利組織＝資本蓄積の場であると明言されてしまった。

そして2015年に入ると、政府による国立大学への本格的な介入が激化します。その一つが国立大学の「ゼロ免課程」の全廃です。20世紀末以降、地方国立大学の教育関連学部は順次設置されてきた「ゼロ免」課程は、国立大学に人文社会科学系のまとまった部局がない県において、文学部・法学部・経済学部など人文社会科学系の代替機能の役割を果たしてきました。この貴重なインフラがまず徹底的に破壊されました。

私立大学に対しても2017年4月、財界の要請と首相の指示を受けた経済財政諮問会議が、私学助成の選別的配分による本格的なリストラを提言します。最初に述べたように、収益が多い大学には補助金をたくさん出し、そうではないところは補助金カットし、大学の整理統合を促すという、露骨な構造調整路線が始まりました。

そして翌5月には、専門職大学・短大の設置法案が可決されました。専門職大学・短大は、専任教員の4割程度を実務家教員とし、カリキュラムの3～4割を企業でのインターンに充てるということです。これは、授業料を徴収しながら、企業の社内教育をアウトソースするのではという批判を免れない。また、職業訓練を中心とする高等教育機関として半世紀以上の歴史を持つ、高等専門学校役割や実績・問題点も、ほとんど検討された形跡がない。ズサンきわまりない。

さて、大学の自治の問題には憲法改正の議論も盛り込まれます。9条が話題ですが、89条の私学助成にかかわる問題も改憲の対象になる可能性があります。例えば、先の総選挙の公約で政権側は大学授業料無償化が掲げていましたが、選挙後に出てきた方針は、年収260万円以下の住民税非課税世帯に限っての「無償化」であり、しかも「無償化」の適用を受ける条件として、本人の成績のみならず、進学先の大学が教員の1割以上を財界など実務経験者にすること、法人理事の2割以上を非研究者にすることなどを要求しています。徹底的な「無償化」の実施をネタに、明文改憲を進めるとともに、大学の教育内容に政府が直接介入する途を拓くことが、現政権の高等教育政策の主目的です。

高等教育をネタとした改憲では、明文改憲の問題にとどまらず、解釈改憲の問題もあります。その焦点は23条です。23条の条文はわずかに、「学問の自由はこれを保証する」ですが、その含蓄は歴史的に非常に深いものがある。これは「アメリカの押し付け」などでは決してなく、19世紀半ばのプロイセン憲法や戦間期のワイマール憲法といったドイツ憲法典における学問の自由と大学の自治をモデルとしています。それは、大学の教員が、自由な学術研究と教授会などでの議論に基づいて教育内容を自己決定できるというものです。まさにこの23条こそ、政官財界から敵意の的になっているのであり、23条の解釈改憲による完全な骨抜きこそ、かれらの目標にほかなりません。

第二次安倍政権は2015年4月、改正学校教育法を導入しました。ここで改正されたのはまさに、教授会の権限を定めた93条です。新しい93条は、教育内容・研究内容・教員人事に至るまで、教授会の審議権を徹底的に剥奪し、学長は教育研究を含む一切の大学運営について、「トップダウン」で決定できる権限をもつと決めました。改正学校教育法は憲法23条に違反している疑いが濃厚ですが、先ほどから述べてきた政官財界の目的は、法的次

元ではさしあたり達成されたわけです。

このように、現在の日本の高等教育政策は、先進諸国の「大学改革」の中でも、韓国などと並んで最も国家主義的な方向に進んでいると言えるでしょう。

大学院に関する学問の自由や自治について補足しますと、日本の大学は、ドイツ型の学部組織のうえに、占領軍が持ち込んだアメリカ型の大学院組織を積み立てたような構造になっています。アメリカ型の大学の自治は、非研究者が支配する理事会から、学問の自由を守るための研究者の闘争の過程で培われてきたものです。したがって、憲法 23 条体制は学部組織との関係では議論がやりやすいが、大学院組織との関係では法的・社会的な位置づけが非常に難しい。先端研のような学部組織から完全に独立した大学院組織において、自治を語ることの難しさは、こうした歴史的経緯に胚胎しているのです。

もう与えられた時間を超過しておりますので、最後になりますが、これからの大学の自治と大学院の多様性についてです。急ぎ 3 点にまとめてお話しします。

一点めですが、私の勤務先にせよ、立命館にせよ、歳入に占める私学助成の割合が 10%程度の大規模私学は、もう「大学改革」なる外部勢力への付度競争から、はっきり下りるべきです。もちろん内発的・自主的な教育・研究の改善は今後も必要ですが、「ステークホルダー」を名乗って介入してくる政官財界など外部勢力が求めてくるような「改革」競争からは、下りたほうが得策です。

国立大学の大学院は、入学者定員の一定割合を充足しなければ、運営費交付金を大幅カットされてしまいますが、私立大学の大学院には、そうした縛りがほとんどありません。私立でも学部については私学助成の縛りがありますが、大規模私学であれば補助金への依存率はかなり低い。この比較的当局から自由な立場を、私学の大学院はもっ

と活かすべきです。

二点目は大学院の大衆化についてです。表現は悪いですが、非大都市圏に行けば、事実上受験すれば受かるような「全入」の大学院も少なからずあります。大学の「ユニバーサル化」、大学院の「大衆化」という現実には、否認すべきではない。

いっぽう、大学・大学院の固有の価値をどう維持発展させていくのかの議論を、今こそ活性化しなくてはならないと思います。「大衆化」や「ユニバーサル化」の現実を受け入れるとともに、固有の価値としての学問の自由や大学の自治をも否定してしまうならば、大学の教育内容やカリキュラムはたちまち国家・政権の意向によって左右されるようになるでしょう。また、大学における学問の自由や大学の自治は、市民的自由一般に回収されるべきでもありません。例えば、マジョリティ社会のなかで不可視化されてきたマイノリティをめぐる社会問題を調査・分析したり教えたりすることは、市民大衆の「自由」や「世論」の要請とは別の次元で、事情を熟知する専門家によって、学問の自由と大学の自治が保障された環境のもとでおこなわれる必要があります。

三点目ですが、学部だけでなく大学院においても、言葉の精確な意味でのモラトリアムを回復する必要があります。今、政府は大学院をリカレント教育の場にしたいと考えています。ただし、その「リカレント」は、労働力に直結する教育内容がすべてなんですね。つまり、キャリアアップやキャリア転換のために大学院を利用しようとしている。私はそうした「リカレント」のあり方自体を、肯定も否定もしません。

しかし、大学院の営みは、そうした狭い意味での「社会の役に立つ」役割にとどまるわけではありません。21 世紀に入ってから、学部生がアルバイトとインターンと語学学習に追われるようになり、モラトリアムを急速に失いましたが、先に述べた競争主義と研究視角の近視眼化も手伝って、大学院生もどんどん余白を失ってきています。こ

れからアカデミアに入っていく大学院生の中でモラトリアムが失われてしまうと、この国の研究そして高等教育は早晩、厚みや深みを失ってしまいます。研究者の卵が若いうちに、学問のための学問や、教養のための教養を、どれだけ培うことができるか、そうした余白を含む学問の自由をベースにアカデミアに参入することができるのか、そうした場をどのように確保し保障していくのか、これらのことどもが、今後の大学院にとって重要な課題になってくるでしょう。(終)